

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 13 日

公立大学法人 公立鳥取環境大学

理事長 高橋 一 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

牧野康幸

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小室将雄

<財務諸表監査>

当監査法人は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 35 条の規定に準じて、公立大学法人公立

鳥取大学等の利益処分申請書、給与支払報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政附属明細書について監査を行った。

認められる地方独立行政法人の会計(以下同じ。)を作成し適正に表示するな虚偽の表示のない財務諸表を作成し制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表に対する公立大学法人の長の責任

公立大学法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と基準に準拠して財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。ことにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要適正に表示するために公立大学法人の長が必要と判断した内部統

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監がなにかいような合理的な保証を得るために、監査計画を策定し

独立の立場から財務諸表に対する意見正妥当と認められる地方独立行政法人査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示これに基づき監査を実施することを若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法場合があることとを留意して計画されるを入手するための手続が実施される。監行為による財務諸表の重要な虚偽表示の目的は、内部統制の有効性について意見実施に際して、状況に応じた適切な監査5内部統制を検討する。また、監査には、公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

求めている。監査は、公立大学法人の長又はその他の役員行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する公立大学法人の長が採用した会計方針及び重要な取引方法等に関

りの評価も含め全体としての当監査法人は、意見表明には、当監査法人が監査を法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人公立鳥取環境大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

監査法人は、法第 35 条の規定に準じて、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する公立大学法人の長の責任

公立大学法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成するに依り、その区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。監査人が利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書の作成の状況を確認していることにある。

作成すること及び予算

しているか及び決算報

書類に対する監査意見

しているものと認める。

に従って決算の状況を正しく示しているもの

法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合して
- (2) 決算報告書は、公立大学法人の長による予算の区分と認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、法第 35 条の規定に準じて、公立大学法、平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の事業報告書（

人公立鳥取環境大学の平成 28 年 4 月 1 日から

会計に関する部分に限る。）について監査を行

